

議案第46号関係資料

し尿処理事業の取扱いについて

平成 16 年 2 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(40) し尿処理事業

環境専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	合併処理浄化槽設置整備事業				B	
2	し尿・浄化槽汚泥の収集および処分				B	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(40) し尿処理事業

環境専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 合併処理浄化槽設置整備事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している。)	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全および公衆衛生の向上のため、浄化槽設置者に対して補助金を交付する。 ・補助対象者 市が定める地域内で浄化槽を設置しようとする者 ・補助金額 375千円	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全および公衆衛生の向上のため、公共下水・農業集落排水事業以外の地域へ町が合併浄化槽を設置し水洗化を図る。 【受益者負担金額】 5人槽 93,900円 7人槽 109,500円 10人槽 139,200円 11人槽以上 別途協議の上定める 町単独で施工し、事業費の9割を起債により借り入れ、1割前後を受益者負担金で賄う。下水道料金と同額の使用料を徴収し、町が維持管理をしている。	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全および公衆衛生の向上のため、浄化槽設置者に対して補助金を交付する。 ・対象者 町が定める地域内で浄化槽を設置しようとする者 ・補助金額 5人槽 375千円 6～7人槽 438＂ 8～10人槽 555＂	秋田市は一律補助、雄和町は人槽別補助を行っている(秋田市は人槽別補助を検討中)。河辺町は町で設置管理する浄化槽の整備を行っている。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、補助金額は雄和町の制度を基準として検討する。また、河辺町の制度については、当分の間現行どおりとする。
2 し尿・浄化槽汚泥の収集および処分 (当該業務に係る手数料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	市内の5業者に対し、担当地区を定めて、収集運搬業の許可を与えて実施 【許可証の手数料】 一般廃棄物収集運搬業許可 8,000円 事業範囲の変更の許可 8,000円 許可証の再交付 4,000円 【許可の期間】 2年 【浄化槽清掃】 市内の5業者に対し、浄化槽清掃業の許可を与えて実施 【許可申請の手数料】 浄化槽清掃業許可申請 13,000円 再交付申請 6,500円 【許可の有効期間】 3年 【し尿・浄化槽汚泥の処分】 向浜事業所で処理	町内の業者に対して収集運搬業の許可を与えて実施 【許可証の交付手数料】 一般廃棄物収集運搬の許可 2,000円 浄化槽清掃業の許可 2,000円 許可証の再交付 1,000円	秋田市内の1業者へ収集運搬業の許可を与えて実施 【許可証の交付手数料】 一般廃棄物収集運搬許可 2,000円 浄化槽清掃業の許可 2,000円	秋田市と両町で手数料が異なる。 ・許可証の交付手数料 一般廃棄物収集運搬業 浄化槽清掃業	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、収集運搬業および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。